



学校教育目標 心豊かでたくましく生きる児童の育成
 ○学ぶことを好きになろう ○思いやりの心を持とう ○運動を好きになろう
目指す学校像 笑顔・元気・優しさにあふれ、一人一人の子どもが成長し、地域とともにある学校
合い言葉 「スマイル チャレンジ ハッピー しんのめの子」

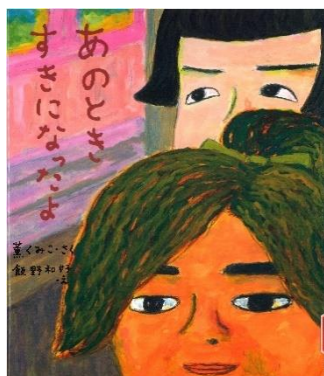
校長 船崎 浩

秋も深まり朝夕はめっきり冷え込み、しのめ台の木々も色づいてきました。学校では、わくわくタイム(金曜の業間休み)のマラソン練習も始まり、11月22日のマラソン大会に向け、子供たちが元気に校庭を走っています。



また、11月4日には、3年ぶりに体育館における感動体験作文発表会を実施します。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため自粛していましたが6学年の矢行地獅子舞体験学習も3年ぶりに実施し、当日はその発表も行います。規模を縮小しての実施ですので、保護者の皆様には多目的室でのリモート参観ではございますが、子供たちの学習の成果を是非ご覧いただきたいと存じます。

さて、11月は、県が定める「いじめ撲滅強調月間」です。いじめられた子供には心身に深刻な被害が生じることもあり、いじめは重大な人権侵害です。「いじめは絶対に許さない」という強い決意の下、学校や家庭、地域が一体となって社会全体でいじめ防止に取り組む必要があります。『いじめ撲滅宣言』で、「学校では、『いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る』との認識のもと、いじめの未然防止に全力で取り組みます。／いじめを発見したら、関係機関と協力して早期解決を図るとともに、被害にあった子供に寄り添い守ります。」と、いじめ撲滅に徹底的に取り組むことを宣言しています。(一部、県HPより引用)



学校では、人権擁護委員を講師に「人権教室」や高篠小学校教育週間における全学級での道徳授業公開等を実施します。これらの取組を通して、人権感覚の育成を図り、いじめ撲滅に取り組めます。

なお、今週の全校朝会では、絵本『あのと き すきになつたよ』(薫くみこ作 飯野和好絵)を通して、友達と仲良くすることについて考えてもらいたいと思っています。

ご家庭においても、いじめ撲滅強調月間を機に、他人を思いやる大切さや生命の大切さについてお話ししていただけたら幸いです。

11月の生活目標 みんなで使うものを大切にしよう。	学校では	・使ったものをもとにもどすことを指導します。
	家庭では	・ものを大切に使うことを教えてください。
	地域では	・折に触れ、公共物の使い方を教えてあげてください。



の行事予定

11月

「いじめ撲滅強調月間」



いじめられた子供には心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

埼玉県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に集中的に取り組んでいます。

いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら、一人で悩まず相談・通報してください。

以下、相談窓口の一部を掲載しますので、ご活用ください。

【相談窓口等】

○よい子の電話教育相談

(埼玉県立総合教育センター)

(毎日24時間)

- ・18歳以下の子供用(無料)

#7300

又は 0120-86-3192

- ・保護者用

048-556-0874

Eメール相談 soudan@spec.ed.jp

Fax 相談 0120-81-3192

※Eメール、FAX相談の受信確認及び返信は、平日の9時から17時の時間帯に行っています。

○いじめ通報窓口(埼玉県教育委員会)

小・中・高校生の「いじめ」に関する通報
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/i-jime-soudan-form.html>

※この窓口は「いじめ」についての情報提供を受けることが目的であり、相談に対する返信は行いません。

※通報された情報は学校に提供します。学校はあなたが送信したことがわからないように調査・対応します。

◎ 上記相談窓口の他にも様々な窓口があります。詳しくは本校ホームページをご覧ください。



1日(火)	教育週間 学校公開 委員会活動
2日(水)	教育週間 全校朝会(校長講話) 5時間授業 6年生懇談会
3日(木)	文化の日
4日(金)	教育週間 学校公開 清潔検査 感動体験作文発表会 学校運営協議会
5日(土)	しのめ台整備
6日(日)	
7日(月)	5時間授業
8日(火)	クラブ活動 人権教育(2年)
9日(水)	なかよし朝会
10日(木)	人権教育(4年)
11日(金)	
12日(土)	
13日(日)	
14日(月)	県民の日
15日(火)	給食費引き落とし日 4時間授業 個人面談①
16日(水)	なかよし朝会 個人面談② 4時間授業
17日(木)	個人面談③ 4時間授業 移動図書館
18日(金)	個人面談④ 4時間授業
19日(土)	
20日(日)	
21日(月)	個人面談⑥(4・5年) 通常授業
22日(火)	マラソン大会 小中学校合同学校保健委員会 5時間授業
23日(水)	勤労感謝の日
24日(木)	マラソン大会予備日
25日(金)	わくわくタイム
26日(土)	
27日(日)	
28日(月)	5時間授業
29日(火)	クラブ活動
30日(水)	なかよし朝会

「小学校休業等対応助成金」(子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇を取得させた事業主への助成金)と「小学校休業等対応支援金」(委託を受けて個人で仕事をする方向け。子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金)の対象期間が次の通り再度変更されました。

《変更前》R3. 8. 1~R4. 6. 30

→ 《変更後》R4. 6. 30~R4. 11. 30

ご不明な点は、直接、厚生労働省へお問い合わせください。



11月1日は **彩の国教育の日**

身近な人と「自然・人・本・家族・地域」の

大切さや思い出を語り合ってみませんか？

県では、11月1日を「彩の国教育の日」、11月1日から7日までを「彩の国教育週間」として、教育に関する様々な取組を推進しています。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

彩の国教育週間

検索